

町税の収納状況

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)

税の区分	調 定 額	収入済額	収入率
町 民 税	243,187	95,099	39.1%
固 定 資 産 税	282,641	155,427	55.0%
軽 自 動 車 税	8,293	7,278	87.8%
町 た ば こ 税	30,303	30,303	100.0%
入 湯 税	1,569	2,298	146.5%
計	565,993	290,405	51.3%

一般会計地方債の借入予定額

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額
防 災 設 備 整 備	2,300
地 域 医 療 対 策	30,000
町 有 林 保 育 (間 伐 ・ 下 蒔)	2,400
林 道 整 備	8,500
水 産 基 盤 整 備 (漁 港 機 能 保 全)	3,000
臨 時 財 政 対 策	182,735
総 額	228,935

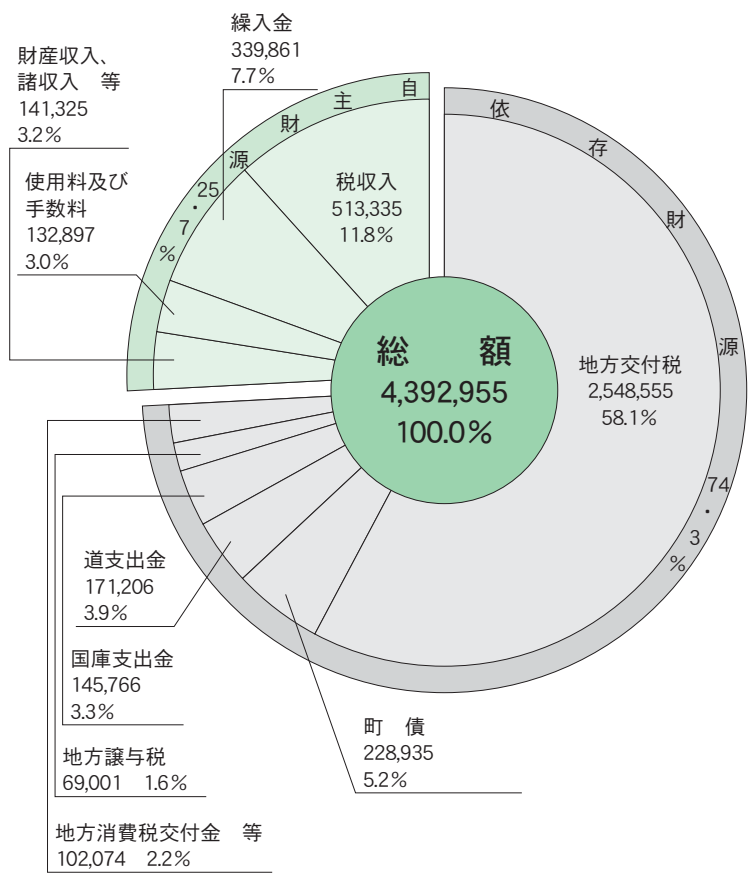
一般会計一時借入金の現在高

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)

金融機関からの借入金 なし

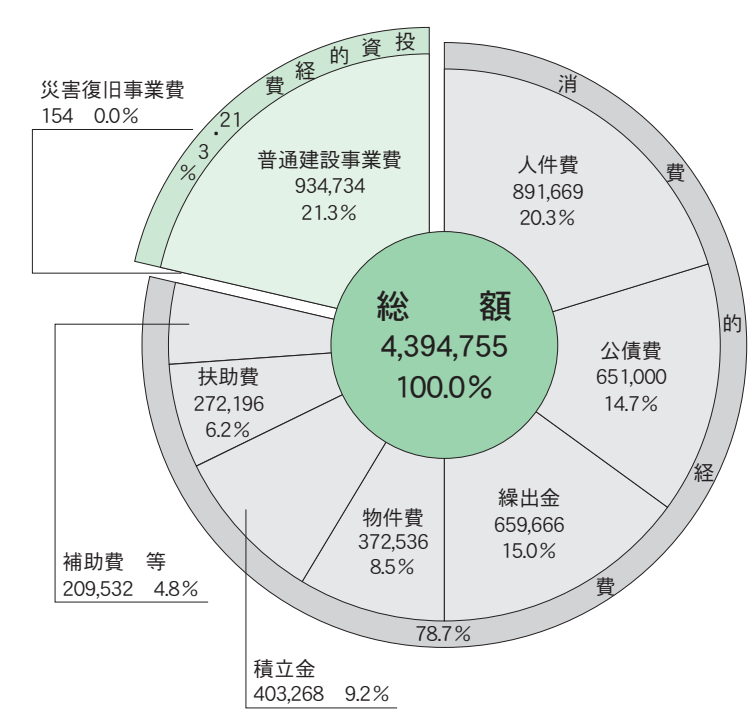
一般会計歳入予算の内訳

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)



一般会計歳出予算の内訳

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)



一般会計の予算執行状況

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)

歳 入	予 算 額	収入済額	執 行 率
総 額	4,392,955	2,662,134	60.6%
町 税	513,335	290,406	56.6%
地 方 譲 与 税	69,001	21,336	30.9%
利 子 割 交 付 金	1,400	597	42.6%
配 当 割 交 付 金	200	138	69.0%
株式等譲渡所得割交付金	100	0	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	60,000	33,845	56.4%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	10,000	5,607	56.1%
地 方 特 例 交 付 金	855	855	100.0%
地 方 交 付 税	2,548,555	1,780,476	69.9%
交通安全対策特別交付金	1,000	564	56.4%
分 担 金 及 び 負 担 金	48,117	17,420	36.2%
使 用 料 及 び 手 数 料	132,897	64,158	48.3%
国 庫 支 出 金	145,766	57,279	39.3%
道 支 出 金	171,206	22,262	13.0%
財 産 収 入	12,562	5,158	41.1%
繰 入 金	339,861	273,256	80.4%
諸 収 入	41,721	21,288	51.0%
町 債	228,935	0	0.0%
繰 越 金	66,939	66,939	100.0%
寄 附 金	505	550	108.9%

歳 出	予 算 額	支出済額	執 行 率
総 額	4,392,955	1,749,538	39.8%
議 会 費	65,786	32,748	49.8%
総 務 費	872,988	208,536	23.9%
民 生 費	866,673	368,622	42.5%
衛 生 費	477,702	273,676	57.3%
労 働 費	1,642	1,196	72.8%
農 林 水 産 業 費	247,259	97,438	39.4%
商 工 費	32,568	23,692	72.7%
土 木 費	580,117	235,220	40.5%
消 防 費	194,431	92,375	47.5%
教 育 費	399,017	177,621	44.5%
災 害 復 旧 費	154	0	0.0%
公 債 費	651,000	238,414	36.6%
諸 支 出 金	618	0	0.0%
予 備 費	3,000	0	0.0%

特別会計・公営事業の財政状況

(平成24年 9 月30日現在：単位千円)

介護保険会計	710,735 (320,352)	710,735 (289,741)	ガス事業会計	98,797 (47,601)	173,746 (36,724)
国民健康保険会計	1,107,992 (413,655)	1,107,992 (468,208)	水道事業会計	141,458 (69,624)	142,388 (42,848)
後期高齢者医療会計	99,047 (34,029)	99,047 (31,447)	病院事業会計	683,999 (331,172)	666,282 (286,756)
下水道会計	310,800 (159,728)	310,800 (138,358)	※上段は予算額で（ ）は収入・支出済額		

特 集 Ⅱ

平成24年度
上半期財政状況



町では、町民のみなさんに平成24年 9 月30日現在の予算の執行および町財政の状況を正しく理解していただくために、地方自治法および町条例の定めによって財政の公表を行っております。

厳しい財政状況の中、地域住民の要望に応え、第3次長万部町まちづくり総合計画の将来像である“みんなでつくろう「おしゃまんべ」～輝くふれあいの郷土、協働・教育のまち～”をめざし、各種事業を計画的に展開しております。
町の上半期（4 月から 9 月まで）の予算執行状況の内容は、次のとおりです。

長万部町職員の 人事・給与のあらまし



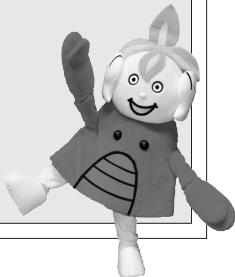
人件費の状況

人件費全体の約67.0%を一般会計が、約23.8%を病院事業会計が占めています。

■人件費の状況（平成23年度決算）

（単位：千円）

全 会 計 合 計	1,298,054
一 般 会 計	870,004
国民健康保険特別会計	15,909
介護保険特別会計	27,975
公共下水道事業特別会計	19,078
ガ ス 事 業 会 計	24,068
水 道 事 業 会 計	32,196
病 院 事 業 会 計	308,824



■人件費の内訳（平成23年度決算）

（単位：千円）

区 分	報 酬	給 料	手 当	共 済 費	合 計
全 会 計 合 計	34,633	592,759	325,933	344,729	1,298,054
一 般 会 計	33,247	386,365	212,306	238,086	870,004
国民健康保険特別会計	112	7,404	4,341	4,052	15,909
介護保険特別会計	1,274	13,007	6,658	7,036	27,975
公共下水道事業特別会計		9,202	4,798	5,078	19,078
ガ ス 事 業 会 計		11,472	6,365	6,231	24,068
水 道 事 業 会 計		15,594	8,049	8,553	32,196
病 院 事 業 会 計		149,715	83,416	75,693	308,824

- 議会議員の報酬や、いろいろな委員の方々などに支払ったものが「報酬」です。
- 職員に実際に支払ったのが、「給料」と「手当」で、議会議員の期末手当も「手当」に含まれています。
- 社会保険料などとして、町が負担したものが「共済費」です。

職員の給与

職員の給与は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体と民間企業の従業員の給与などのバランスを考慮し、町議会の議決を経て条例で定められます。

■初任給（一般行政職）（平成24年4月1日現在）

区 分	長万部町	国
大 学 卒	167,034円	172,200円
高 校 卒	135,897円	140,100円

■平均年齢と平均給料月額（一般行政職）（平成24年4月1日現在）

平均年齢	43.1歳	平均給料月額	314,378円
------	-------	--------	----------

■経験年数別平均給料月額（一般行政職）（平成24年4月1日現在）

経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
給料月額	233,091円	272,020円	307,677円

※経験年数とは、採用前の前歴年数と採用後の年数を足したものです。

厳しい財政事情を鑑み、平成15年度から引き続き給与の抑制を実施しています。平成24年度は、町長は20%、副町長は15%、教育長は10%の給料減額と期末手当加算なし、職員は給料3%減額、期末・勤勉手当加算の抑制をしています。

■職員に支給されている給料、手当

（平成24年12月1日現在）

給 料		いわゆる基本給です。 職務に応じて給料表で定められ、毎月支給されています。		
諸 手 当	扶 養 手 当 (月額)	扶養親族のある職員に支給されます。 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円/人、満16歳～満22歳5,000円/人加算	通 勤 手 当 (月額)	通勤距離が片道2km以上の職員に支給されます。交通機関利用者は運賃相当額（限度額55,000円）、自動車等使用者は通勤距離に応じた額（2,000円～24,500円）
	住 居 手 当 (月額)	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額27,000円	時間外勤務手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。 平成23年度の職員1人当たり平均支給年額は132,004円（一般会計決算）
	管理職手当 (月額)	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円～137,700円、課長等は23,800円～41,600円を支給	特 殊 勤 務 手 当	野犬掃とう、有害鳥虫駆除、救急・消火、ごみ処理など危険、不快な勤務に従事する職員に支給します。
	期末・勤勉手当 (6・12月)	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分は1.9月、12月分は2.05月を乗じた額を支給	寒冷地手当 (11～3月)	世帯区分、扶養親族の有無などに応じ、8,800円～23,360円を支給します。

※このほかにも、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などがあります。

■特別職の給与

（平成24年12月1日現在）

区 分	給料月額	そ の 他	区 分	給料月額	そ の 他	
町 長	648,000円	職員と同様に、通勤手当と寒冷地手当を支給 期末手当6月分1.9月、12月分2.05月を支給(左の金額は、減額後の金額です。)	議 長	250,000円	期末手当6月分1.15月、 12月分3.15月 (加算措置15%有り)を支給	
副 町 長	552,500円		副 議 長	205,000円		
教 育 長	522,000円		常任・議連委員長	185,000円		
			議 員	175,000円		

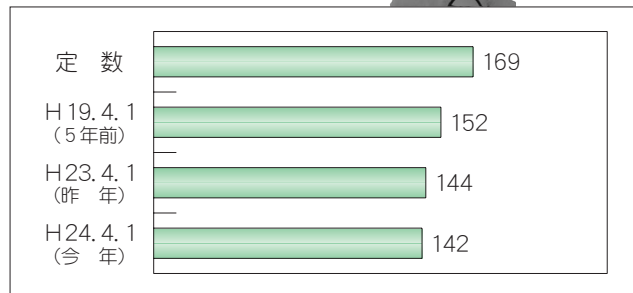
地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。

今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解していただくため、「人事・給与のあらまし」をご紹介します。

職 員 数

■総職員数の推移

（単位：人）



平成19年～平成24年の5年間で、10人（6.6%）減っています。職員の定数と比べると、平成24年は27人（16.0%）少なくなっています。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。本町は、これまでも人員配置の見直しなどにより、極力職員の採用を控え、上図のように職員数を抑制してきました。今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

職員の勤務時間・休暇

■勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間45分です。また、一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの8：30～17：15までです。そのうち、12：00～13：00までが休憩時間です。

■休 暇

1年につき20日の年次有給休暇が与えられます。また、その年に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に繰り越すことができます。その他の休暇として、結婚、産前・産後、出産、病気、忌引、夏季、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

職員の勤務条件は、地方公務員法や労働基準法、その他町の条例や規則により、決められています。

職員の福利厚生

■健康管理

法令により、職員検診や業務に応じた特殊検診などを実施し、病気の予防・早期発見に努めています。また、保健師による健康相談も行っています。

■公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる制度です。職員に、職務上の負傷等があった場合、労災と同様に補償されます。

■互助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、給付・福利厚生事業を実施しています。平成23年度の公費負担金など状況は下図のとおりです。※事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

互助会に対する公費負担額	互助会会員数	一人当たりの公費負担額
429千円	145人	2,959円

職員は、市町村職員共済組合に加入しています。

職員の分限・懲戒処分・服務

■分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職員が職務をできないなどの場合に行う職員に対する不利益な処分（降任、免職、休職）のことをいいます。

また、懲戒処分とは、法令や職務上の義務に違反したり、職務を怠ったり、公務員にふさわしくない行動があった場合に行う職員に対する制裁的な措置（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

平成23年度の処分の状況は、右図のとおりです。

■服 務

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

職員の服務には、その他にも法令・上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為・営利企業従事の制限などがあります。

職員の研修

■研 修

職員は、毎年度作成される「長万部町職員研修計画」により、定期的にまたは随時に研修を受け、能力の向上を図っています。平成23年度の研修の状況は、下図のとおりです。

研修の種類	人 数
初級、税務、政策など	21人

※「職員研修計画」による実施分のみ

庁内の研修も、随時行っています。